

# 「プラットフォームの在り方に関する協議会」

## 論点整理(第一次 案)

平成18年12月15日  
事務局

# 「プラットフォームの在り方に関する協議会」論点整理(第一次)

1. 全体的意見	
(1) 方向性	<p>○PF事業は社会的インフラであり公益性やチャンネルの多様性の確保に配慮が必要</p>
(2) 規律／制度化について	<p>○PF事業の多様性を維持するために、その公正性、中立性、透明性を客観的に確保する仕組みが必要でありPF事業を制度化することが必要。</p> <p>○PFの公正性・中立性の確保を優先するあまり、市場拡大のための機動的、且つ柔軟性ある施策活動を阻害することは避けるべき。</p> <p>○PFの規律の在り方については、当面はガイドラインの見直しで十分に担保できる</p> <p>○PF事業そのものの公益性や多様性の確保が必要</p> <p>○衛星放送と同様に社会的影響力を持つCATV事業者にも規律が求められる</p>
(3) ガイドラインおよびガイドラインについての協議について	<p>○ガイドラインの位置づけを“自主”ではなく、主体を第三者機関にすることで、ガイドラインが遵守される環境が確保できる</p> <p>○ガイドラインはPF事業者の責任のもと作成するものであるが、他に変わるものがなく、また社会性が求められる中で、最低限業界の規律として必要なものとして作成することが求められる</p> <p>○現存するプラットフォームの自主ガイドラインの中身について、こうした議論を踏まえた上で改定していくことについてはぜひ進めたい。</p> <p>○PF事業者と放送事業者の共通目標である加入者獲得の最大化を前提とする思想を盛りこむべき</p> <p>○ガイドラインは現存するPF事業者だけではなく新たに参入する事業者にも適用できるようにすべき</p>

	<p>(4)ガイドラインの運用および第三者機関の設置について</p>	<p>○ガイドラインの運用については個別のケースにも柔軟に対応できる組織を衛星放送協会内や民間の第三者機関などで設置したほうが良い</p> <p>○解決困難になった案件にとどめず、諸活動に対する疑問などが生じた場合でも活用できる第三者機関の確保が必要</p> <p>○現状のガイドラインはPF事業者の自主ガイドラインであり、適正に遵守されているかを判断する機関、及び、ガイドラインの遵守をPF事業者に対して指導する機関が事実上ないことは問題。</p>
	<p>(5)スカパー／JSAT統合について(取り纏め途中)</p>	<p>○以下3. 4に関連</p>
	<p>(6)その他</p>	<p>○資料編参照</p>

## 2. プラットフォーム事業者の公正性、中立性、透明性について

○現状PF事業者は1社しかなく競争がないこと及び衛星事業者との合併も検討されており、その優越性は否定できない。従い公正性、中立性、透明性を確保する措置を講ずることは当然



○PF事業者が提供する業務の公正性・中立性の確保は重要であるが、規律を設けることでPF事業者の事業活動が制限され有料放送全体の発展が妨げられることの無いよう、慎重な検討が必要

○PF事業者自らが放送するコンテンツについてはサービス全体の普及に貢献する反面、その商品が放送事業者の商品と競合するケースや、広告宣伝において優先的に取り扱われるケースがある。ソフト事業の推進に当たっては事業者との緊密な意見交換の場を設けるとともに、事業内容に関する透明性を高めることが必要。

○宣伝販促については、PF事業者が主に行っており、差別的扱いをしないことが妥当である。状況によっては、事業者の選択の可能性も残すことが必要

○顧客管理業務については、公正性が重要

○複数のPF事業を行っている面での透明性をどうするか議論が必要。

○現状、唯一のPF事業者であるスカパーは、顧客管理業務、顧客獲得のための販促・宣伝業務、その他業務(スカパー！光、コンテンツ事業など)を行なっている。一方、収入は放送事業者からの業務手数料、基本料収入、加入料、送信業務料(アップリンク料含む)が殆どであると認識する。従い対応する事業の別の透明性が重要。

○ペイチャンネルの立場からは、顧客管理業務の手数料がベーシックチャンネルと同率の%であることに関し公正とは言えない。

○現行のガイドラインでは明確でない部分がある。(例えば基本料金と手数料の関係や、手数料の中の顧客管理業務と普及促進業務の内訳なども不透明。)

○PFとしての役割にコンテンツ制作や獲得は該当しない。そこに多額の資金を投入するのは合理性、納得性に欠くものでありその位置付けと上限的なものを設けるべき

○自主コンテンツ調達、チャンネル運営など、放送事業者と競合する事業については、PF事業運営とは分けて行うべき。

3. プラットフォーム事業者が放送事業を実質上兼営した場合の在り方(取りまとめ中)

4. プラットフォーム事業者と受託放送事業者が実質上統合した場合の在り方(取りまとめ中)